

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|---------|--|-----------|------------------|
| 受 理 番 号 | 1 9 3 9 | 受 理 年 月 日 | 令和 3 年 11 月 24 日 |
| 件 名 | 敬老乗車証条例の一部改正条例の施行延期等 | | |
| 要 旨 | <p>京都市会は、2021年11月5日、市当局が提案した京都市敬老乗車証条例の一部改正条例を可決した。その内容は、高齢者福祉の大幅な削減であり、市民生活への直撃と共に、高齢者の移動の権利を奪う暴挙であり、到底受け入れることはできない。</p> <p>そもそも、京都市の財政ひっ迫の主な要因は、市民サービスが原因ではなく、国による地方交付税の大幅削減や地下鉄東西線の無計画な事業費の膨張である。にもかかわらず、市の財政難を市民サービス削減で補填しようとするこ息な考えは大きな問題である。</p> <p>一方、北陸新幹線の延伸や北山エリア構想など大型開発計画は推進するという福祉と矛盾した施策展開は、京都市政と市会の存在意義すら問題にせざるを得ない。憲法や地方自治法の目的に照らしても、今回の改正条例が果たして適正か否かが問われている。</p> <p>私は、条例改正に関して、施行時期を延期するとともに、速やかに市民公聴会を開催し、高齢者と市民の意見を幅広く聴聞し、これを施策に反映すべきものと考えるものである。</p> <p>なお、私は14年前から、京都市政に対しても市会に対しても、敬老乗車証で民営バスにも乗れるようにと度々要請してきたが、いまだに実現していない。市中心部の市民と同じように市民税を負担している者として、公平・公正な市政運営を要望するものである。</p> <p>については、京都市敬老乗車証条例の一部改正条例の施行時期を延期し、公聴会等を実施し、市民的検討を行うよう願う。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | 教育福祉委員会 | | |